第１回　広陵町政策推進審議会Ｂ部会　議事要旨

Ⅰ　開催日時　令和８年９月14日（月）午前10時00分から午前11時30分まで

Ⅱ　開催場所　広陵町役場３階　第１委員会室

Ⅲ　出席者

＜委　員＞　**５人（６人中１人欠席）**

岡野部会長、杉本委員、藤山委員、藤井委員、渡辺委員（オンライン）

＜事務局＞　**３人**

未来戦略・総合調整課　植村補佐、河井

フォーティエンスコンサルティング株式会社　櫻井（委託事業者：オンライン）

＜傍聴者＞　**２人**

Ⅳ　次第

１　開会

２　部会長あいさつ

３　評価事業についての審議

(1) インクルーシブ教育推進事業

(2) 不登校の児童生徒に対する訪問支援事業

４　その他

５　閉会

＜配布資料＞

部会資料１：評価事業一覧表

部会資料２：評価事業に係る事業マネジメントシート

Ⅴ　議事内容

１　開会

２　部会長あいさつ

３　評価事業についての審議

〇部会長

それでは、皆様のご協力を得ながら議事を進める。本日の終了は11時半を目途にと伺っているため、ご協力をお願いしたい。では、次第の３番「評価事業についての審議」に移る。それでは、事務局の方からご説明をお願い申し上げる。

(1) インクルーシブ教育推進事業

(2) 不登校の児童生徒に対する訪問支援事業

○事務局

それでは「インクルーシブ教育推進事業」「不登校の児童生徒に対する訪問支援事業」の説明をさせていただく。これらの事業は非常に密接な関わりがあると聞いているため、一つ目、二つ目と続けて説明させていただき、両方の事業について総括的に皆様からご質問、アドバイス、ご意見をいただきたい。

（部会資料２に基づき説明）

○部会長

ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等を伺いたい。

○委員

私は６月から町内の中学校に非常勤講師として勤務しており、今まさに不登校の実態を目の当たりにしている。不登校や特別な支援を要する子どもに対応する作業療法士や教員の数も増えていて、毎朝、情報を共有して共通理解を形成しながら、支援に取り組んでいる。我々が学生だったころとは環境や条件が全く異なる。不登校の理由は個々で違い、また、現在は多様な検査方法の登場により障がいの分類方法も多様化し、それに合わせて子どもにどのような対応ができるか、現場は考えて動いている。今後も現場の様子を吸い上げて部会の場で意見として発言し、それを事業に反映できるようにしていきたい。

もう一点、私の経営する塾には現在不登校状態の生徒や特性がある生徒がいるが、彼らに居場所となるような救いの場の提供が必要であり、またそうした場と学校の連携もできないかと思う。この点についても、肌で感じたことを部会で意見できればと思う。

これらの事業には多額のお金がかかると思うが、この支援や事業は確実に続けていただきたい。

○部会長

まさに現場からの意見であり、本事業および支援は確実に続けていただきたいというご意見であった。

○委員

特性のある子どもと、その特性が性格の延長線上であるというグレーゾーンの子どもがどちらもいる。近年は診断を受けることに対するハードルが下がっており、必要な支援を受けられているため良いと思う一方、昔は特性を持つ子どもが一般教育の中に溶け込んでいたように、子ども同士でフォローし合いながら、特性のある子どもが一般教育の中で頑張っていこうとする芽を摘みたくないという想いもある。

教育の現場だけでなく、子どもが地域で安全に生活できる、そして、地域全体で子どもを守っていけるような地域づくりが重要と考える。教育と地域の中で子どもの安全を守っていくことを両立できるような場があると一番良い。また、特性のある子ど

もを支援している一般事業者の方々と意見共有をしながら、どこを皆で守っていくかという役割分担をしていかなければならない。

しかし、本事業は非常に大切であり、子どもをできる限りフォローできるよう、先進的な取組をしていくべきだと思う。

○部会長

２事業についてのみならず、「地域全体で」という大きなキーワードもご意見としていただいた。このご意見を何らかの形で事業マネジメントシートに反映させたい。

○委員

不登校の児童生徒に対する訪問支援事業について、事業マネジメントシート⑪実施方法に「一定の条件で抽出された対象家庭」「状況等を学校とも共有し支援を実施」という文言があるが、具体的にどのような条件を設定し、どのように学校との情報共有の仕組みを作っているか。

○事務局

担当課に確認する。

（会議後担当課回答）

本事業は、訪問支援を行うに当たり、保護者の思い、子どもの状態等を考慮して、外部からの訪問を受け入れることが可能な家庭を対象に、町教育委員会が委託した訪問看護支援の実績のある事業所が直接訪問し、登校しにくくなっている児童生徒の様子や保護者・家族の不安や心情を学校も把握した上、支援を行うものである。

○委員

不登校児童生徒の支援における成果として「家庭の孤立の予防」「関係機関につなげる」等が主題になりやすいが、関係機関とつながった後にどのようなサービスを受けられるかが課題だと思う。公教育では給食、図書館、運動習慣や友人関係の形成などの多様なサービスがセットになって提供される一方、不登校児童が関係機関とつながりフリースクール等に通うようになっても、これらのサービスがバラバラに提供されることが多く、それらは十分連携できていない。その場合においては、各サービスに対し保護者が個別に連絡や調整を実施する必要があり、経済面も含めて保護者の負担は非常に大きいのではないかと思う。もちろん関係機関とつながりを持つことは重要だが、その後に行政がどのように各機関の連携を取りまとめ保護者をサポートできるかが次の課題となる。その点について、広陵町ではどのような考え方のもと、どのような戦略や方針をお持ちか。

○事務局

前述のとおり個々具体的な内容は把握していないものの、町としては不登校の児童生徒を把握し関係機関につなげるのみでは不十分であると認識している。現在、広陵町内には民間のフリースクールが開設され、放課後等デイサービスなども含め子ども

に対する支援の形が多様化しているため、作業療法士が保護者から要望を具体的に聞き取り、適切な支援の形を提案している。ただ、まず保護者に出会えないという課題が大きく、その点について、事業マネジメントシート⑲事業の問題・課題と改善内容に「導入までには丁寧な調整を行っていく必要があるため一定の時間が必要になっている」と記載している。保護者とつながることができればそこから支援のネットワークを展開できるが、その前段のきっかけづくりに課題があると認識している。

○委員

「不登校の児童生徒に対する訪問支援事業」の事業マネジメントシート③事務事業の実施の必要性に「現に発生している受益範囲が不特定多数の住民でサービス対価の徴収ができない」という文言がある一方、「インクルーシブ教育推進事業」の事業マネジメントシートの同欄には「法律・政令・府省令で実施が義務付けされている」という文言があり、同じ担当課、係にもかかわらず視点が違うように見える。これについて、整合性が取れるよう書きぶりを整理していただきたい。

また、「不登校の児童生徒に対する訪問支援事業」は、事業マネジメントシート⑤事業開始の経緯に記載のあるとおり教育機会確保法に基づく広陵町としての取組であると認識している。この法律は不登校児童生徒のみならず全ての児童生徒を対象としているのではないか。その場合、基本的に不登校児童生徒への支援は公教育そのものの充実に関する施策に立ち返る必要があると考える。

それに関連して、広陵町では小中学校の統廃合は実施されているか。

（会議後担当課回答）

インクルーシブ教育推進事業は、療育支援に関わる専門職が教師とは異なる観点からの助言等を行うことで、学校全体の指導力の向上につなげ、教師が子どもの障がいのあるなしに関わらず一人ひとりに合わせた指導を実施することが可能となることを目指している事業であり、県の条例で実施が義務付けられている。一方、不登校の児童生徒に対する訪問支援事業は、不登校児童生徒の学校への登校だけではなく、登校できなくても学校以外の学びの場ともつながることが可能となることを目指している事業で、当該訪問という方法によることが義務付けられているものではない。

○事務局

広陵町では児童生徒が年々増加傾向にあるため、小中学校の統廃合は実施されていない。

○委員

「インクルーシブ教育推進事業」の事業マネジメントシート⑪実施方法について、作業療法士による訪問と教育ソフトの利用という二つの取組の具体的な関連性はどのようなものか。

○事務局

作業療法士に委託し、必要な支援などに関して入学前の児童生徒に対する聞取りを実施している。聞き取った情報が学校の教員や教育委員会が取りまとめ、教育ソフト内に各児童生徒の個票を作成することで、中学校進学後も本ソフト上で情報の引き継ぎができるというスキームとなっている。

○委員

作業療法士による聞取り内容がポートフォリオとして教育ソフト内に積み上げられ、進学先の学校にも引き継いでいただけるということで承知した。

○委員

前職では別の自治体で福祉事業に従事しており、その経験も踏まえてお話させていただきたい。

インクルーシブ教育推進事業について、児童生徒それぞれの教育ニーズに寄り添った教育支援を行うことと、学校現場の教職員に対して療育に係る専門的支援を行い、事業への理解や教育現場の負担軽減を図ることの、この二つのどちらがメインなのかと思ったが、事務局からは「教職員の方がメインである」とご説明をいただいたので、理解した。

一つ質問だが、医療的ケアが必要な児童生徒に対して、在籍する小中学校への看護師の派遣等は行っているか、あるいは行う予定はあるか。

○事務局

「インクルーシブ」という語義のとおり、親御さんの希望に最大限寄り添いたい一方、医療的ケアの程度によって、例えば胃ろうや痰の吸引などの専門的なケアが必要である等、医療的ケアの程度の重い児童生徒に対しては、申し訳ないが特別支援学校への入学をお願いする場合がある。

○委員

広陵町の近くにも県立の特別支援学校があるが、特別支援学校と普通学校の入学時の基準はどのように設定しているか。

○事務局

入学前に校長や担任となる予定の教員と協議し、当該児童生徒を受け入れられるか判断している。普通学校の受入ハードルは昔と比べ随分下がっているが、それでも「この児童生徒はどうしても普通学校では受け入れられない」と判断された場合は、特別支援学校に案内している。

○委員

先ほど別の委員から「地域での見守りが重要である」という意見があったように、町民の方々に参画していただくことは究極の目標であると思う一方、まずは保護者へ

の支援が必要だと思う。例えば、小中学校を卒業するタイミングで、保護者向けに進路や就労等の相談支援業務を実施することも必要になってくるのではないか。不登校の児童生徒が高校以降も長く不登校になってしまうリスクに鑑みると、単に児童生徒を学校に来させるだけでなく、進路や就労についてもサポートすることが、インクルーシブ教育というテーマにおいては重要であると考える。

また、インクルーシブ教育に対する周囲の町民の方々の理解を進めるための啓発活動も必要である。単に講演などのイベントを打つだけでよいのかという論点はあるが、やはり何らかの取組は必要であり、また、イベントに参加した町民が町の取組を理解し、自分も相談してみようという気付きを得られるきっかけになると思う。

また、インクルーシブ教育推進事業の評価指標について、「専門職が訪問指導を実施した児童生徒数」が事業マネジメントシートの⑭活動指標と⑮成果指標のどちらにも記載されているのはいかがなものか。成果指標としては定性的なものでも良いので、例えば、全国学力・学習状況調査で用いられているように児童生徒の学習到達度を見る、支援している保護者に対してアンケートを実施し満足度を測るといったことが良いのではないかと思う。

次に、不登校の児童生徒に対する訪問支援事業について、先ほど事務局による事業内容の説明にて「町内の長期欠席児童生徒の割合は小学校で３％、中学校で９％」とあったが、これは県内平均、全国平均と比較してどれほどの数値なのか、資料内に触れられていない。平均と比べて多いのか、普通なのか、少ないのかといった指標や数値を記載していただきたい。

また、この事業に要保護児童対策地域協議会（要対協）のケースは関わっているか。要対協のケースの中に不登校は含まれているか。

○委員

要対協ケースの中に不登校が含まれていると認識している。

○委員

学校に行かない乳幼児であれば、関係機関とのつながりが全く見られず健診にも来ない場合、要対協のケースに必ず入ると思うが、不登校であればそこまで重大に扱わないと推察する。

○委員

作業療法士による取組は全く構わないが、「作業」という言葉を聞くと精神面よりも身体面の方に重きが置かれているように思われる。個人的な意見としては精神面の方が重要であり、取組主体も児童心理士がメインなのではないか。児童心理士の人数が少ないということを加味しても、民間の心理カウンセラーの活用も含め、精神面における活動状況をお伺いしたい。

また、不登校について、私は保護者自身が抱えている問題が一番大きいと思っている。例えばネグレクトもある、教育や生きる力に対する保護者の無理解、ひとり親家庭、ヤングケアラー、生活保護の受給など、多様な問題が絡み合った結果が「不登校」という形で表に出ているのだと思う。それに対し、地域ケア会議等の活動状況について事業マネジメントシート内では触れられていないため、もし取り組まれているのであれば記載するべきであり、取り組まれていないのであればそれはいかがなものかと感じた。

また、これは思い付きだが、広陵町には保健医療や教育に関する実績のある大学があるため、例えばそこで専門職を目指す学生に学習支援ボランティアをしていただくという取組を行うのはいかがか。

また、ICT の活用に関連して、不登校状態の小学生、中学生、高校生が家庭内でも学習できるよう、タブレット端末やアプリケーションなどを用いてオンラインの学習支援や学習相談を行うという取組も、一つの方法としていかがか。

最後に、事業マネジメントシート内の評価指標について、「訪問支援者数」という指標が⑭活動指標と⑮成果指標の両方に記載されている。例えば、全国平均の数値はなかなか公表されていないとは思うが、成果指標として不登校者比率などを設定し、年々その数値が下がっていくよう本事業を推進するということも一つの方法である。

○部会長

ただいまの委員からのご発言をまとめる。

まず、インクルーシブ教育推進事業に関して、療育内容の充実と教員への支援のどちらをメインとするかについては、教員支援がメインであるということが確認された。また、胃ろうや痰の吸引などの医療的ケアが必要な児童生徒については、面談等を行い、「普通学校では受入れが難しい」と判断された場合は特別支援学校で対応いただくということが明らかになった。

また、保護者支援の重要性に関連して、今の小学校、中学校、高校といった学校教育だけでなく、進路など将来についての相談支援事業という取組が何らかの形で明示された方が良いというご意見は、非常に重要であると受け止めた。事務局の方に確認だが、こうした将来に向けた支援事業の重要性について、事業マネジメントシートの評価指標のどこかに書き加えていただくよう検討していただくことは可能か。

○事務局

可能である。本日いただいたご意見は教育委員会に共有した上で、教育委員会から再度意見をいただく予定である。ただし、町教育委員会は小学校、中学校まで関わりを持つことができる一方、高校は県教育委員会などの外部組織の管轄となるため、なかなか関わりを持つことができないと伺っている。それでも、令和 6 年に広陵町こども家庭センターが開設され、0 歳から 18 歳までの児童生徒を一気通貫の支援活動を

実施しているため、以前のような「中学校卒業後は関与しない」という状況にはならないと認識している。また、高校進学率は約97～98%となっており、高校進学時に生徒の情報の引き継ぎは実施している。一方、そこから先の進路や就職については高校卒業後となっており、なかなか町教育委員会が追跡できないということが実態である。

○部会長

私の勤める大学でも不登校状態の大学生がおり、「将来どうやって生きていけばよいか」「中学校、高校と不登校で、大学でも休学になってしまった」「自分は果たして生きていけるのか」というように考える学生も目の当たりにしている。そういう意味では、小学校や中学校の時にキャリア教育や将来を考えられるような取組が重要と考える。教育委員会で既に取り組まれていることがあれば、またお知らせいただきたい。

続いて、町民向けのインクルーシブ教育の啓発について、この10年間のうちに何らかのチラシで講演会のようなイベントの開催について掲載されていた記憶がある。ただ、教育に非常に興味のある人であればそのチラシを見てイベントに行こうと思えるが、いつも多忙な一般の町民の皆様に、普段の生活のレベルにおいてどのようにインクルーシブ教育へのご理解をいただくか、工夫が必要であると思った。これに関しても、そうした取組があるのかご確認いただきたい。

○事務局

現在、町ではなく地域が主催の「オモロー授業発表会」というイベントがあり、私も一町民として事務局のメンバーをしている。今の学校には先生と保護者の対立構造があり、何か問題が起きればすぐ攻撃的なやり取りになってしまうが、生徒と保護者の間に関係性ができていれば問題がそれほど深刻化しないだろうという考え方のもと、頑張っている面白い先生を紹介し、地域の方々にそうした先生を応援していただこうという趣旨で実施している。このイベントの副題が「学校と地域が化学反応を起こすとき」であるように、学校教育と地域教育には密接に関わりがあるため、インクルーシブ教育を含め、こんな先生方もいらっしゃるということをお伝えしたいということで、こうした取組が行われている。

○部会長

審議資料は文字数が限られており、内容の抽象度がきわめて高くなるため、「オモロー授業発表会」のような大切な取組が資料の内容から抜け落ちてしまうという問題がある。

○事務局

それは本事業が町主催ではないからだと思われる。

○部会長

それでも、具体性のある内容を何らかの形で審議資料に反映できれば、より皆様にとって分かりやすい資料になるのではないか。私はこの審議会に参加する度にいつも

「抽象度が高すぎて何を言っているのか分からない」と思うため、もう少し審議資料に具体性を持たせてほしい。

続いて、不登校児童生徒に対する訪問支援事業について、不登校割合の全国平均に関するご意見があったが、コロナ以降に小学校、中学校の不登校割合が増加傾向となり、現在は約５％程度であるということをよく耳にしている。そのため、あくまで私の肌感覚だが、広陵町の中学校の不登校割合が９％というのは非常に高いと思う。

事業マネジメントシートに各校の具体的な不登校割合を記載することはできないと思うが、地域性も含め何らかの難しい事情があると推察されるため、それについては内部でもう少し具体的にフォローして考えていくべきである。

○委員

先ほど意見にあったが、不登校の原因は単に本人が学校に行きたくないからだけでなく、多様な事情が背景にあると思う。そのため、一概に不登校が多い、少ないと表現することはできないと思う。

○委員

委員の意見に同意する。インクルーシブ教育推進事業と不登校の児童生徒に対する訪問支援事業の両方に共通して、事業マネジメントシート③～⑤について、今後町レベルで保護者も含めた全体像として、法令もここに添える必要がある。例えば、不登校の児童生徒に対する訪問支援事業の事業マネジメントシート⑤事業開始の経緯では教育機会確保法の文言のみだが、委員の「公教育の充実」「全ての人を対象に」「保護者に向けた支援」といったご意見を踏まえ、全体を俯瞰した内容を付け加えられれば良い。今回は少し難しいかもしれないが、次回以降は法的根拠の考え方について審議をしていくことが極めて重要なポイントではないか。

また、作業療法士に関する質問について、事業マネジメントシート内に「作業療法士等」という記載があるが、この「等」の中に児童心理士といった方が含まれているのではないか。この「等」には誰が含まれているのか。

○事務局

「作業療法士等」の中に児童心理士はおそらく含まれていないと認識している。というのも、身体面のみを扱う専門職は理学療法士であり、作業療法士は身体面と精神面のどちらも専門領域としている。「等」の中に誰が含まれているのかについては、担当課に確認する。

（会議後担当課回答）

作業療法士以外の専門職の訪問も可能とするため「等」を付しているもので、児童心理士についてはスクールカウンセラーが県から派遣されており、「等」には含まれていない。

○委員

私は「作業療法士等」という表記を見て「児童心理士も含まれているのではないか」と思った。「等」という言葉に対し読み手の想像することはそれぞれ違うため、この箇所は行政資料として明確にしておくべきポイントであると感じた。

続いて、学校と家庭、学校と保護者の連携に関するご意見について、今回の事業マネジメントシートは教育の側面から不登校について論じているため、ネグレクト、教育への無理解、ひとり親家庭、ヤングケアラー、生活保護といった福祉に関する論点を不登校児童生徒の支援の中にどのように位置付けるのかということが不明確である。皆様のご意見の中には「見えない家庭への支援」「保護者に対する対応」といった言葉が随所に現れたため、保護者に対する支援など福祉に関する具体的な内容を事業マネジメントシート⑰～⑲などに記載いただくことで、より具体的な審議資料になるのではないかと思った。

○事務局

教育委員会としてこのようなことに取り組んでいるということを前面に押し出した縦割り的な書きぶりになっていることが要因であり、書きぶりの修正をお願いすることは可能である。ただ、先ほど委員からもご発言いただいたように、要対協の中で学校、保健師、福祉部門と連携して情報共有を図っているため、福祉部門と連携していないということではない。

また、生活保護を受給している生活困窮者だから不登校になっているという因果関係や相関関係はないと思われる。私は3月まで福祉部門で生活保護に関する相談を受けていたが、生活保護受給家庭であっても教育方針がしっかりしていればお子さんもしっかりされている。不登校の要因は様々あり一概には言えないため、それぞれの要因をどのように洗い出すかが難しい課題と捉えている。

○委員

今回、公募委員が参加されたことに非常に意味があったと考える。審議資料を初めて見た公募委員は「これはどういう意味だろうか」と思われたわけだが、そのような方が疑問に思う観点とはすなわち一町民が疑問に思う観点であると捉えるべきである。福祉を専門とする方、教育を専門とする方、子どもに携わるお仕事をされてきた方がそれぞれこの資料を見たときに抱く視点が異なるように、町民の方が資料を見たときに抱く疑問やご意見は非常に重要である。その意味では、この資料の書きぶりや書き方を少し工夫いただけるよう、教育委員会に伝えていただきたい。

続いて、大学等の学校支援ボランティアの活用に関するご意見について、是非検討していただきたいと思う。

また、ICT活用による家庭内学習支援のオンライン指導については、近年同様のものは整備されてきているのではないか。

また、事業マネジメントシート⑭活動指標および⑮成果指標の置き方について、確かに全国平均値や個々の事例の数値をあからさまに書くことはできないという背景からこのような指標設定となったのではないか。

〇委員

アンケートで保護者の満足度を取るという案もある。数値として示せなければ、文言できちんと説明するようにすれば良い。

〇委員

小中一貫校等の検討はしているか。

〇事務局

令和7年3月に真美ケ丘中学校区における学校施設等再編基本構想を策定し、真美ケ丘中学校区に小中一貫校を設置することについて記載がある。また、小学校4年生までの児童は各小学校で、小学校5年生以上の児童生徒は真美ケ丘中学校で支援・指導を実施するという計画もある。これらの情報は町のホームページにも掲載されているため、ご覧いただきたい（URL：https://www.town.koryo.nara.jp/0000007581.html）。また、広陵中学校区は今年度に計画を策定する予定である。広陵中学校は生徒数が増加傾向にあるため、どのような計画とするかは未だ不明確だが、策定し次第町のホームページに掲載予定である。

〇委員

小中一貫校とした方が、児童生徒のレベルは上がるのではないか。

〇委員

地域特性に鑑みると、「レベルが上がる」というのは何をもって「レベルが上がる」というのかという問題もあると思われる。技能的なレベルが上がるかどうかで統一的に測ることがその地域にとって良いのかどうかを考えると、それだけを一概に指標として設定するわけにはいかないと思う。

〇委員

個人的には、「レベル」とは進学率や就職率といった意味を指している。町内には県立大和広陵高校、そして近年レベルが上がっている大学があるため、5年～10年で実現できることではないと思うが、小中高一貫校の設置、そしてその先の大学までの連携を目指すことで、大阪市など他府県から学生を呼び込み、そこへ子どもを進学させようと一家で移住するという効果も考えられる。

〇部会長

最後に私から、今までのご意見以外で気になった点をお伝えさせていただく。

まず、インクルーシブ教育推進事業について、事業マネジメントシート⑩目的・期待成果の冒頭に「町立小学校に在籍し特別な支援が必要な生徒数は年々増加している」と記載があるが、末尾に特別支援学級入級児童生徒数が減少している旨の記載があり、

はじめは「矛盾している、どういうことだろう」と感じた。その後、次ページの⑲事業の問題・課題と改善内容の「特別な教育ニーズのある児童生徒は特別支援学級に限らず通常学級に在籍する割合が増加傾向にある」という文言を読んで初めて「グレーゾーンが増加傾向にある」というニュアンスを理解できた。そのため、書き方の訂正をお願いしたい。

また、⑩には「外部専門家」「教育ソフト」という抽象度の高い文言があり、読んでいて「外部専門家とはどこの誰なのか」「教育ソフトとはどこのどんなソフトなのか」と感じる。ただし、これらについては、具体的な文言を行政として書きにくいのではないかと推察する。

次に、⑭活動指標のうち「専門職が訪問指導を実施した児童生徒数」について、なぜ令和7年度での目標値を150人に設定したのか。

○事務局

目標値設定は令和5年度の導入時に「こんなものだろう」と定めたものであり、主観の部分が非常に大きい。そのため、委員のおっしゃるとおり、定量的と言いながらも担当者の想いだけで作成したものが果たして定量的なのか、という議論もある。

○委員

目標値は「なぜこの数値なのか」といつも思う。納得のいく資料を作りこめていないことが広陵町の問題であるということを指摘しておく。やはり何らかの数値を引用する必要があるのではないか。このような目標値設定の実績との乖離は、不登校の児童生徒に対する訪問支援事業の同欄を見ると、より顕著である。数字は独り歩きするという怖さがあり、目標値の根拠は非常に必要だと思うため、数値の意味を検討していただきたい。

次に、不登校の児童生徒に対する訪問支援事業について、事業マネジメントシート⑨具体的な対象に「関係機関とのつながりがない不登校状態の児童生徒」と記載がある。学校と連携する関係機関の例としてはNPOや塾、フリースクールなど様々あると考えられるが、そのレベルの具体性で記載することはできないか。審議資料全てにわたって抽象度が高すぎるあまり、意味不明な文章になっているため、もう少し文章の具体性を上げて資料を作ることが求められている。具体的な塾の名称を挙げていただきたいわけではなく、一般の町民の方がこの資料を読まれて「関係機関にはNPOや塾、フリースクールがあり、それらが子どもの居場所となっている」と理解できるレベルでの具体性を求めている。

続いて、⑭活動指標の「訪問支援者数」について、令和6年度、7年度の実績値がそれぞれ5人、6人であるのに対し、令和7年度での目標値を倍以上の13人に設定しているのはなぜか。未だリーチできていない潜在的な保護者がいるからではないか、など色々と推測していた。

○事務局

こちらの目標値設定は、先ほど⑪実施方法にてご説明した「一定の条件で抽出された対象家庭」に当たる数であると認識している。

○委員

読み手が推測しなければならない審議資料はいかがなものか。何回もこの審議会に出席する中で、読み手に推測させない資料作りを心がける必要があると強く思う。

○委員

目標値の設定については、それを超えていかなければならないということは理解できるが、超えることが目的ではなく課題を解決していくことの方が重要であると考える。そうすると、目標値は本当に必要なのか。一人でも二人でも解決した人が報告として出てくることの方が有意義ではないか。

○事務局

総合計画の基本目標では「目指す方向」という形で、いわゆる数値目標ではなく「こういう風にしていきたい」ということを示している。一方で、重点プロジェクトでは実際の数値を入れて目標を設定している。委員のおっしゃるとおりであり、具体的な出典元がないのにこの数値目標を設定する意味が分からないということであれば、「目指す方向」という見せ方にしても良いのではないか。

○委員

おっしゃるとおり、必ずしも数値でなければならないということはない。

○委員

ただ、以前頂いた資料のように、矢印だけを表示して「上向き」「横ばい」といった情報のみを示すのは、それはそれでいかがなものかと思う。

○委員

委員のおっしゃりたいことは非常に理解できる。もしも記入欄があれば状況をもっと質的に表現できると思う。ただ、これは行政の全部署に関わることであるため、「目標値という方法でしか表現できない」という状況下で、仕方なく一括で目標値を書かなければならないという事情は理解している。それでも、目標値を書くのであれば、やはり根拠は明示できるようにしておくべきである。

○委員

私の前職である自治体では二十数年前に事業評価導入し、その時に私も携わっていた。基本的に行政の事業には人とお金に上限が決まっており、その中で実施する必要があるが、以前の行政では事業をやりっぱなしで、再検証は実施していなかったが、大学の先生のご指導のもと、評価基準に基づく評価に取り組んでいた。その際、割合や人数といった定量的な活動指標はいくらでも取れる一方、その結果どうなったのかという評価がなかなかできなかった。一番客観的なのは国勢調査やそれに近い形で数

値を拾ってくることだが、行政担当者が自分に都合のよい数値を引用している可能性もある。その見極めはなかなか難しいが、結局手前味噌な内容になってしまっては何にもならない。その事業を一度実施すればその後、将来的に継続することありきになってしまう中で見直しをしないといけないという趣旨で事業評価制度が登場したが、定量的に測れない場合は、いま委員がおっしゃったように、それが数字として明確に表せなくとも、こういう説明であれば誰が見ても納得するだろう、という文言を提示していくべきだと思う。

今回の事業マネジメントシートの記載内容について、活動指標と成果指標で全く同じ指標を使っていることが個人的に一番気になっている。これはいかがなものか。成果指標というものは書きにくいと思うが、なるべくその事業の目的や将来に沿った形で設定していただきたい。

○事務局

委員のおっしゃるとおりであり、現在の事業マネジメントシートを職員がきちんと使用できていないということで、今年度見直しを実施している。特に活動指標や成果指標については職員があまり理解できておらず、私も担当課だったころはあまり理解できていなかった。そのため、指標の立て方を整理し、目標に対してどのような成果指標を立てれば良いか、今年度から事務局が伴走支援する形で取り組んでいる。また、新しい事業マネジメントシートが完成し次第、皆様にお示しさせていただくので、そちらをご覧いただきたい。

○委員

また、SDGs の目標も事業マネジメントシートの項目として表せるとよい。

○事務局

SDGs についても事業マネジメントシートに加える予定である。

○部会長

それでは、「インクルーシブ教育推進事業」及び「不登校の児童生徒に対する訪問支援事業」についての質疑応答は以上とする。

４　その他

○部会長

それでは私の議事進行は以上とする。その他、もし何かあれば事務局からお願いしたい。

○事務局

次回の日程について、第２回Ｂ部会は９月 28 日（月）午後１時半からを予定していたが、部会長に別の予定が入られたとのことで、代理を立てて開催させていただきたい。これについて、皆様のご意見をお伺いしたい。

〇部会長

代理を立てて開催していただいてよろしいか。

〇一同

良い。

〇委員

もし次回までに部会長からのご意見をいただければ、当日の議論でご紹介したい。

〇部会長

承知した。事務局に送付する。

〇委員

次回の議題は「生殖補助医療（不妊治療等）助成事業」「まちじゅう図書館」だが、特にまちじゅう図書館については、私が皆さんのところを周らせていただいており、ある程度意見を集約できるかと思う。そのため、部会長からのご意見をいただければ、皆さんと一緒にまとめさせていただきたい。

〇事務局

それでは、第2回B部会は部会長の代理を立てた上で予定どおり9月28日に開催することとする。当日はよろしくお願いしたい。

また、第2回全体会については、10月又は11月に開催予定である。こちらは、部会で頂いたご意見を集約して共有し、全体として審議するという趣旨である。先日、日程調整の依頼をメールにてさせていただいたところであるため、ご協力のほどよろしくお願いしたい。

〇部会長

ただいまの事務局からの説明について何かご質問、ご意見はあるか。

なければ、以上で第1回のB部会を終了する。皆様のご協力に感謝申し上げる。

5　閉会

（以下余白）